

議案第 2 号

平成 2 9 年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準について

平成 2 9 年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準について、別紙のとおり議決を求めます。

平成 2 9 年 2 月 1 5 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

平成29年度 鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準

平成29年2月 日制定

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第14条の規定により、鳥取県公立小・中・特別支援学校の学級編制基準を次のとおり定める。

1 学級編制基準

学校の種類	学級編制の区分		1学級の児童・生徒数	
小学校	単式学級	第1、2学年	30人	
		第3～6学年	35人	
	複式学級	ア 第1学年の児童を含む複式学級	① 飛び複式でない学級 ② 飛び複式学級	複式学級は設置しない
		イ 第1学年の児童を含まない複式学級	① 飛び複式でない学級 ② 飛び複式学級	15人 複式学級は設置しない
	特別支援学級		7人	
中学校	単式学級	第1学年	33人	
		第2、3学年	35人	
	複式学級		8人	
	特別支援学級		7人	
特別支援学校	小・中学部	単一障がい学級	6人	
		重複障がい学級	3人	
	高等部	単一障がい学級	8人	
		重複障がい学級	3人	

2 その他

- (1) この学級編制基準は、県議会における平成29年度当初予算の成立をもって効力を発する。
- (2) 学級編制事務の取扱いについては、別に定める取扱要領による。

(注) 用語の説明

区 分	説 明
単式学級	同学年の児童又は生徒で編制する学級
複式学級	2の学年の児童又は生徒で編制する学級
飛び複式学級	複式学級のうち、引き続く2の学年が1の学年と当該学年より1学年上の学年及び1学年下の学年以外の学年の児童又は生徒で編制する学級
特別支援学級	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する学級
重複障がい学級	文部科学大臣が定める障がいを2以上併せ有する児童又は生徒で編制する学級

平成29年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準取扱要領

1 学級編制

市町村教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）は、鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準（以下「学級編制基準」という。）を標準とし、5月1日（以下「基準日」という。）現在の児童・生徒数を基準にして学級編制を行う。

（1）市町村立小・中・特別支援学校

ア 市町村教育委員会は、基準日の児童・生徒数の推計に基づいて行った学級編制を、県教育委員会に届け出る。

イ 市町村教育委員会は、アを届け出た日から基準日までの間に、その学級編制を変更する場合は、その都度県教育委員会へ届け出る。

（2）県立特別支援学校

ア 校長は、基準日の児童・生徒数の推計に基づいて学級編制を行い、県教育委員会に報告する。

イ アの報告をした日から基準日までの間に、その学級編制を変更した場合は、その都度、県教育委員会に報告する。

2 学級編制の変更（基準日の翌日以降）

市町村教育委員会は、基準日の翌日以降に、学級編制を変更することが適当と認められる事由が生じた場合は、学級編制を変更する。

（1）市町村立小・中・特別支援学校

市町村教育委員会は、次の事由が生じた場合は、学級編制の変更について、県教育委員会へ届け出る。

ア 小・中学校の通常学級

児童自立支援施設（喜多原学園）内分校・分教室の学級数に変動が生じた場合

イ 小・中学校の特別支援学級

①児童自立支援施設（喜多原学園）内分校・分教室の学級数に変動が生じた場合

②病院内分教室の学級数に変動が生じた場合

③情緒障がい児短期治療施設（希望館）内分校・分教室の学級数に変動が生じた場合

④上記①～③以外の特別支援学級において、児童・生徒の転出入により学級数に変動が生じた場合

⑤特別支援学級に入級している児童・生徒を、該当の特別支援学級が設置されていない学校が転入により受け入れる場合（なお、学級編制基準では、通常学級から特別支援学級への年度中途の入級は認めない。）

ウ 市立特別支援学校

児童・生徒の転出入により、学級数に変動が生じた場合

（2）県立特別支援学校

校長は、次の事由が生じた場合は、学級編制を変更し、県教育委員会に報告する。

児童・生徒の転出入により、学級数に変動が生じた場合